

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

史上初の固定資産税減税で体力増強 -中小企業等経営強化法について-

「中小企業等経営強化法」が7月1日に施行されました。

「中小企業等経営強化法」と聞いただけではピンと来ないかもしれませんが、中小企業が儲けるための支援をしてくれる制度と、ざっくり考えましょう。

事業分野別の儲ける為の指針が11の業種について、興味深い内容が詳しく書かれています。是非読んでみていただき自分の属する業種の問題点と課題・対応についてこの制度の申請をすることによって、ここでじっくり振り返りましょう。

【制度のメリット】

- 1.機械装置の固定資産税2分の1軽減特例が3年間受けられます(今年7月1日以後取得)。
- 2.資金調達に関する支援を受けることができるようになります。

しかしこれらは結果としての効果であって、経営力向上計画の作成こそが重要です。

これらの申請には「経営革新等支援機関」である我々職業会計人がお手伝いします。

【対象となる機械装置】

対象となる機械装置は、次の1～3までのすべてに該当するものです

- 1.販売開始から10年以内のもの
- 2.旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率など)が年平均で1%以上向上するもの
- 3.1台または1基の取得価格が160万円以上のもの摘要を受けるための手続きについては、中小企業庁等のホームページに譲ることとします。

【経営指標の数値目標の主なもの】

1.労働生産性の伸び率

労働生産性とは、営業利益・人件費及び減価償却費の合計を労働投入量(労働者数または労働者数に一人当たり年間就業時間に乗じたもの)で除したものをいいます。

3年計画の場合は、3年後までの伸び率1%以上、4年の場合1.5%、5年の場合2%

2.売上高経常利益率

3年計画の場合は3%、4年計画の場合は4%、5年計画の場合は5%

3.付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費合計)の伸び率

3年計画の場合は1%、4年計画の場合は1.5%、5年計画の場合は2%